

平成29年6月27日 臨時教育委員会 会議録

1 開催日時及び場所

・平成29年6月27日(火) 午後2時10分 ~ 午後3時20分

・教育委員会室

2 出席者

教育長	松川 禮子	事務局職員	
委員	稲本 正	副教育長	石原 佳洋
委員	土屋 嶮	教育次長	折戸 敏仁
委員	月村 時子	義務教育総括監	服部 和也
委員	野原 正美	総合教育センター長兼教育研修課長	坂井 和裕
(森口祐子委員は欠席)		教育総務課長	布施 明彦
		教育総務課教育主管	堀 貴雄
		教育財務課長	林 裕久
		教職員課長	石田 達也
		教職員課福利厚生室長	森部 圭一
		教職員課教育主管	服部 照
		学校安全課長	三輪 康典
		学校支援課長	北岡 龍也
		学校支援課教育主管	渡邊 勝敏
		学校支援課教育主管	園部 栄子
		特別支援教育課長	林 雅浩
		体育健康課長	野田 正明
		体育健康課教育主管	中川 浩美

3 議事日程等

議第1号、議第3号、議第4号、議第5号及び事務局報告(政策)(1)について非公開とすることを決定。

4 会議録

平成29年6月14日開催の定例教育委員会の会議録を承認。

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容 () 書きは事務局発言
議第1号	教職員の勤務環境の改革に関する総合的な取組方針について（非公開案件）
	<p>教職員の勤務環境の改革に関する総合的な取組方針について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>
議第3号	教育委員会事務局職員の人事異動について（非公開案件）
	<p>教育委員会事務局職員の人事異動について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>
議第4号	市町村立学校管理職等の人事異動について（非公開案件）
	<p>市町村立学校管理職等の人事異動について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>
議第5号	県立学校管理職等の人事異動について（非公開案件）
	<p>県立学校管理職等の人事異動について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>
事務局報告（政策）	
	（1）特色ある学校づくりを推進するための高等学校改革について（非公開案件）
	<p>特色ある学校づくりを推進するための高等学校改革について報告した。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>
議第2号	岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
<p>教育総務課 長</p>	<p>岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてお諮りする。 先ほどご意見をいただいた、勤務環境改革に対する方針を進めていくための改正として、教育総務課内にポストを設けるものである。具体的には、教育総務課に勤務環境改革監というポストを設置する。これに伴い、所要の規定の整備を行うものであり、規則の施行日は平成29年7月1日である。具体的な改正内容は、資料25項から27項にある、第3条の表の教育総務課の分掌事務に教職員の勤務環境の改革に関する規定を追加する。次に勤務環境改革監を教育総務課に置き、その職務に関する規定を第8条の4の2として追加する。</p>
<p>稲本委員</p>	<p>先程も議論したが、メンタル的な不調などに対する速やかな察知や対応として、勤務環境改革監は情報収集等なかなか大変な役割だと思われる。非常に重要な要素を含むため、是非、頑張ってください。制度だけの問題ではなく、制度をいかに運用するか、運用するのは人であるため人がどれだけ頑張っていくか、勤務環境改革監という職務が特に重要となってくるため、みんなで上手くサポートしていけるとよい。</p>

ホームページ公開用

野原委員	勤務環境改革監に就かれる方はこれから様々な活動をされると思うが、具体的な活動予定について教えてほしい。
教育総務課長	先程、ご説明した取り組み方針は、各教育委員会の各課に跨るものがあり、直ぐに対応できるものとこれから検討していくものなどがある。例えば、ある項目について担当課に検討をお願いしたり、資料や課題の整理、取組方針案の作成など教育委員会として議論していくことや決定したことの周知など、ひとつひとつの項目の進め方のコントロールと進捗管理をしていく。勤務環境改革監が全て自身で判断したりせず、教育委員会全体を見渡して、優先順位を付けるなど、どの様な仕組みを作るかを働きかける要のポストである。
土屋委員	知事部局にも同様の職員はいるのか。また、知事部局との整合性はあるのか。
教育総務課長	全く同様のポストに当たる方は、知事部局にはいないが、少し類似したもので人事課の中に人事管理対策監という役職がある。人事管理対策監は長時間勤務の解消を主要な任務としている。教育委員会として勤務環境に関わる改革を進めるために、人事課と協議したうえで、この様な組織体制とすることを決めた。また、知事部局で取り組んでいる項目と共通しているところもあるため、知事部局の取り組みも参考にしながら行うものと教育委員会独自の観点で取り組むものを整理して行うことになると考えている。
土屋委員	県立高等学校、小中学校にも該当するのか。
教育総務課長	先程の取組方針でも小中学校にむけた対策として、市町村教育委員会に取り組みを促していくというものがあり、それを進めていくため市町村教育委員会と県教育委員会との関係性を考慮し、どの様な形で周知していくかなど、その進め方も視野に入れている。
月村委員	勤務環境改革監は初めて聞く役職だが、岐阜県独自のものか。
教育総務課長	はい。岐阜県教育委員会が独自に必要なだと考え設置するものである。
月村委員	全国でこういった組織はないのか。
教育総務課長	全国まで細かく調べている訳ではないが、本県のやり方として相応しいと考えて設置するものである。
稲本委員	以前話したかもしれないが、ある研究会では、悩みを抱えている先生方が多いのは、1位が沖縄、2位が大阪、3位東京だったと思われる。学会の方々が研究しているが、対応は全国様々だと言っていた。教員のストレスについては、話題となっており、一般企業の間管理職や女性管理職も多くストレスを抱えているが、その中でも教員は相当上のランクであることを理解して頂きたい。その様な研究結果はあるが、各都道府県は扱い方に困っており、今までどこで管轄すればよいか分かっていなかった。岐阜県はこういった形をとり一歩先をいっていると思う。だからこそ、事例をよく調べて方針をだされるとよいと考える。
教育長	従来だと、教職員課や他県でいえば教育人事課が行うが、今回の岐阜県教育委員会の例は、教員の特殊性である教員が教員を管理することから離れ、新たに教育総務課内に設けることに特徴がある。ストレスがあることを教員には言いたくない方や教職員課に伝えると次の人事異動に影響があると思われるようにするためにも少し距離をおくという意図がありこういった形をとった。

ホームページ公開用

教 育 長	議第 2 号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
閉会	
午後 3 時 2 0 分、閉会を宣言する。	